

## みやづ

## 主な内容

- ◎農林水産大臣表彰受賞について
- ◎若手農業者の集いの紹介
- ◎市へ意見書を提出
- ◎農地の転用・売買・賃借手続き

発行／〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 宮津市役所内 宮津市農業委員会 ☎0772-45-1645(直通)

## 次代を支える若手農業者 ～地域の担い手を目指して～



## 柴山健太郎さん(39) (やまのいも 40a、ショウガ20a、トウモロコシ 20a)

農地の荒廃や農家の減少など厳しい現状を知り「集落の維持には農地の活性化が必要」と考え就農を決意、令和6年から就農を始め宮津市の名産品である「やまのいも」を中心に、ショウガやトウモロコシの爆裂種を作付けされています。「種子更新や連作障害対策など来年への課題も見えてきました。これまで培ってきたことを活用して、地元の若手と協力し地域のためになることができれば幸いです。」と語る。

(写真：収穫間近のやまいも畑で作業をされる柴山健太郎さん)

市ホームページでカラー版を掲載しています。「農業委員会だより」で検索、こちらをご覧ください。➡



## 農業委員会等農林水産大臣表彰

宮津市農業委員会は、農地利用の最適化に顕著な実績を上げた農業委員会及び委員を表彰する農業委員会等農林水産大臣表彰を受賞しました。

令和6年12月18日、京都市において、農業委員会等農林水産大臣表彰の伝達式が行われ、宮津市農業委員会の関野掲司会長が出席し、表彰状の伝達を受けました。

宮津市農業委員会では、各集落の農業委員会協力員と連携し、今後の農業を考える話し合いを定期的に開催し、持続可能な農業、農村の実現に取り組む一方、農業委員会委員のうち女性委員が5名と女性登用率が府内で最も高く、女性委員が発案した「若手農業者の集い」を定期的に開催し、若手農業者の研修の機会や情報交流の場を作ったことなどが評価されました。



賞状を手にする関野掲司会長

### 「若手農業者の集い」

女性委員の活動として、若手農業者の集いを開催しております。

市内の50歳以下の農業者が集まり、農業経営についての幅広い知識を深めることを目的として、講師を招いての研修会や若手農業者自らの事例発表等を行っております。

また、それぞれ日頃抱えている問題や要望などについての意見交換や、終了後



令和7年1月21日開催「若手農業者の集い」の様子  
今回は、若手農業者が自らの体験や今後の計画等を報告する事例発表



交流会では、自由に思い思いの話題で意見交換

にはお互いが自由に交流できる場も設けております。

この交流会では、毎回、気心の知れた同世代ならではの盛り上がりが見られ、ここで初めて顔を合わされる方も多く、新しい人脈や連携体制の構築など若手農業者にとつて重要な役割を担っていると感じられました。(S委員)



話がまとまったところで早速ライン交換

# — 農地パトロールを実施 —

農業委員会では市内を南部と北部に分け、10月18日と10月25日にそれぞれ農地パトロールを実施しました。毎年実施するこのパトロールは、農地の違法転用がないか、申請内容どおりに転用が行われているか等を確認するためのものです。今年も転用許可農地や形状変更届出農地を中心に農地の利用状況の確認を行いました。

農業委員会では農地を守り、違法な開発等が行われないよう、今後とも継続して農地パトロールを実施してまいりますので、市民の皆さまのご理解・ご協力をよろしくお願いします。



ショウガの栽培状況を確認（中波見地区）

## 《農地パトロールに参加して》



緑肥対策として植えられたコスモス（日置地区）

毎月審議される事案の内容について、年1回現地へ出向き履行状況及び進捗状況を確認しております。南部地域では、ほぼ申請通り管理転用が行われていましたが、北部の府中地区では利用権設定後放棄された農地が多く散見されました。

農業委員会では、このような事案について文書による指導を行うなど、改善に向けて対応することとしております。また、審議された事案の農地以外にも、耕作状況を確認し宮津市の農業全体の把握に努めております。日置地区ではコスモスの花が目の前に現れ、稲刈り後の緑肥対策として作付けされているこれらの花について、人手不足等から農地管理に苦慮されている中、農家の方の努力と農地を大切にしている心構えが感じられました。（S委員）

**農地の貸借方法が移行します**

農地の所有者

貸付

耕作者

借受

**現** 令和7年3月まで  
個人間での契約を農業委員会に届け出

↓

**令和7年4月より**

農地の所有者 **窓口は宮津市** 耕作者

貸付

借受

**農地中間管理機構(京都府農業会議)**

**新** 農地中間管理機構を介した貸借に変わります

農地を貸したい方、借りたい方とも申込が必要です。宮津市役所農林水産課にお問合せください。

※担い手への農地の集積・集約化を進めるために、法律に基づき都道府県知事が指定し、都道府県に一つ設置される農地の中間的受け皿となる組織です。京都府では「一般社団法人京都府農業会議」を指定しています。

意見書の提出

地域計画など農業振興の礎となる「農業が魅力あるビジネス」として営み続けるための戦略プラン」の策定及び、有害鳥獣被害をなくすための、対策をより効果的なものとし、早期に被害の撲滅を図ることを重点項目に掲げ、次の五項目について、11月20日付で市へ意見書を提出しました。

- 一、有害鳥獣対策の強化について
- 二、産地づくり対策や農産物の消費拡大について
- 三、営農継続に向けた担い手対策について
- 四、遊休農地の発生防止・解消に向けた対策について
- 五、組織体制の強化について

※意見書は宮津市ホームページからご覧いただけます。

# 農地の転用・売買・貸借等は許可を受けてから

「自分の農地だから許可や届出などしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのではないか」と思っておられる方はいませんか？

- ◆耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護するとともに、農地を守り、農地の効率的な利用を図るために、「農地法」という法律があります。
- ◆農地を売ったり、貸したり、転用したりするときには、「農地法」に基づく許可が必要です。（許可申請書の受付締切日は毎月20日。ただし、当該日が土日祝日の場合は、その直後の平日です。）

農地を売買したり、貸し借りするときは

## 3条申請

- ◆農地を耕作目的で売買したり、貸し借りするときは、農業委員会の許可が必要です。
- ◆なお、資産保有や投資目的による売買、また、農地を取得する適格者（下限面積要件は令和5年4月から廃止されました。）でない場合には許可されません。
- ◆農地の貸借は、令和7年4月から現在の相対の届出から農地中間管理機構（（一社）京都府農業会議）を介した貸借に移行します。

自分名義の農地を転用するときは

## 4条申請

- ◆農地の転用とは、農地に住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林等、農地以外のものに用途を変更することで、農業委員会を経て府知事の許可が必要です。
- ◆転用申請では次のような内容を審査します。
  - ① 転用の目的は適正か
  - ② 転用の面積は適当か
  - ③ 水利等、必要な同意はあるか
  - ④ 付近の農業に与える影響はどうか
  - ⑤ 転用の目的は確実に実現できるかどうか
  - ⑥ 他の法令関係で手続きが必要な場合、それがなされているかどうか

他人名義の土地を買ってあるいは借りて転用するときは

## 5条申請

**農地相談を  
随時実施中!!**

農地のことでお困りのことがありましたら、お近くの農業委員会委員または市役所事務局へご相談ください。

☎0772-45-1645

- 農地の無断転用や無届による貸借は法律違反です。必ず農業委員会へ届出をしましょう。
- 農地の形状変更には、事前の許可または届出が必要です。
- 農地の適正管理は所有者、耕作者両者の義務です。荒廃農地をなくしましょう。

**全国農業新聞**

営農・生活に役立つ  
農業総合専門紙  
頑張る農業者のみなさんを  
応援します！

◆発行 毎週金曜日  
◆購読料 700円/月  
◆申込み 農業委員会事務局まで



**実は、自営業者も入れる幅広い年金です！**



**農業者年金** に加入しましょう

次の要件を満たす方なら広く加入できます。

- ① 国民年金の第1号被保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する  
※家庭菜園の管理等もカウントできます
- ③ 60歳未満の人なら誰でもOK

※国民年金に任意加入される60歳以上65歳未満の方も加入できます。

詳しくは、農業委員会事務局へご相談を

**情報委員会**

委員長 和久田 三三代  
委員 林原 雅人  
垣根 敏孝  
杉本 廣行  
志水 雅

「令和の米騒動」昨年7月頃から店頭にお米がなくなりました。9月以降やっと新米が出回り始めましたが、コメ価格は高騰した状態が続いております。これまで肥料・資材価格は値上がりし、反対にコメ価格は下落してきた中で、今回の状況は生産者として歓迎する一方、コメ価格が上がり過ぎると米離れが起こるのではないかと、いった複雑な思いもあります。

近年の農業を取巻く現状として、後継者不足により、有害鳥獣防護柵が設置され、また集積された比較的優良な農地でも荒廃が進みつつあります。その一方、家庭菜園を始められる目的で、農地を探している若い方もおられます。今後、そういった方にも地域農業の担い手として参加協力をお願いして、農地の荒廃防止など、柔軟に少しでも農地を守る取組みができるように共に頑張っていきたいと考えております。（H委員）

**編集後記**

